

## 固定資産税(住宅用地)の特例(マイホーム・セカンドハウス・賃貸用マンション〔住宅用〕など)

2	住宅用地	<ul style="list-style-type: none"><li>●小規模住宅地(200㎡以下の部分)・・・課税標準×1/6</li><li>●一般住宅用地(200㎡超の部分)・・・課税標準×1/3</li></ul> 但し、建物の課税床面積の10倍が上限とされます。 <p>(注1)店舗併用住宅の場合、居住用部分が1/2以上である場合、その敷地全てが住宅用とみなされます。</p> <p>(注2)その敷地のうえに住宅が存在する限り、軽減の特例は適用されません。</p> <p>(注3)マンション等集合住宅の場合、敷地全体の面積を居住用住戸の戸数で除した面積で判定します。</p>
---	------	--

※住宅用地とは、専用住宅の土地又は併用住宅で建物の1/4以上が居住の用に供されている土地となります。